

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○保安林の指定施業要件を変更する 予定である旨通知があった件	四
○道路の区域を変更する件	四
公 告	
○落札者を決定した件	四
○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件二件	四
○一般競争入札を行う件二件	四

規 則

福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第三号

福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

福島県障害者自立支援法施行細則(平成十八年福島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「省令第三十四条の十九」を「第三十四条の十九」に改める。

第六条及び第十三条第三項中「及び」の下に「省令」を加える。

様式第一号中「付表1」を「付表1等」に、「付表3」を「付表3等」に、「付表5」を「付表5等」に、「付表7」を「付表7等」に、「付表9」を「付表9等」に、「付表10」を「付表10等」に、「付表11」を「付表11等」に、「付表12」を「付表12等」に改め、同様式備考8中「付表を」の次に「添付してください。なお、付表5等については、付表5、付表5-2又は付表5-3のいずれかを備考の欄に記入し、その付表を」を加える。

様式第一号付表一備考7中「別に」を「記載事項を確認するために必要な書類として知事が」に改め、同様式付表一備考5を削り、同様式付表二備考6中「別に」を

「記載事項を確認するために必要な書類として知事が」に改め、同様式付表三備考8を備考9とし、備考7の次に次のように加える。

8 重度障害者等包括支援事業を事業所在地以外の場所で一部実施する場合は、付表3-2にも記入してください。

様式第一号付表三備考に次のように加える。

10 この付表には、記載事項を確認するために必要な書類として知事が定める書類を添付してください。

様式第一号付表三備考5を削り、同様式付表四備考12中「別に」を「記載事項を確認するために必要な書類として知事が」に改め、同様式付表五(その二)中

知的障害者 ・ 精神障害者

を 身体障

害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者

に改め、同様式付表五(その二)

備考2中「別に」を「記載事項を確認するために必要な書類として知事が」に改め、同

様式付表五-1(その二)中 知的障害者 ・ 精神障害者

を 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者

に改め、同様式付表五-1(その二)備考2中「別に」を「記載事項を確認す

るために必要な書類として知事が」に改め、同様式付表五-1(その二)中

知的障害者 ・ 精神障害者

を 身体障害者 ・

知的障害者 ・ 精神障害者

に改め、同様式付表五-1(その二)備

考2中「別に」を「記載事項を確認するために必要な書類として知事が」に改め、同様式付表六備考7及び同様式付表七備考10中「別に」を「記載事項を確認するために必要な書類として知事が」に改め、同様式付表七備考5を削り、同様式付表八(その二)

備考8及び同様式付表九備考10中「箇二」を「同様式付表九備考10中「箇二」に改め、同様式付表九備考9を削り、同様式付表十備考10中「箇二」を「同様式付表十一備考10中「箇二」に改め、同様式付表十一備考9を削り、同様式付表十一備考9を削り、同様式付表十二備考10中「箇二」を「同様式付表十三(その一)備考6及び同様式付表十三(その二)備考5を削り、同様式付表十四備考6中「箇二」を「同様式付表十四備考5として知事」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県障害者自立支援法施行細則

(以下「改正前の規則」という。)様式第一号による指定障害者支援施設指定障害福祉サービス事業者
指定相談支援事業者
指定障害福祉サービス事業者

定申請書は、改正後の福島県障害者自立支援法施行細則様式第一号による指定障害福祉サービス事業者
指定相談支援事業者
指定障害福祉サービス事業者

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(障がい福祉課)

告 示

福島県告示第四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 福島市町庭坂字寺窪一の一、一の三、字清水原七の四、七の五
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市町庭坂字寺窪一の一、一の六

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施設要件

- (一) 立木の伐採方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納山都 西会津線	耶麻郡西会津町奥川大 字飯里字関根二九六八 番地先から 同 郡同 町奥川大 字飯里字家ノ下三〇七		五・五 一〇・〇	二五・〇

公 告

七番一地先まで	変更後	五・五〇 一八・〇	三六〇・〇
耶麻郡西会津町奥川大字飯里字関根二九六八番地先から			
同 郡同 町奥川大字飯里字反田一八八七番地先まで			

(道路計画課)

公告第34号
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県公有財産管理システム開発等業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成22年1月29日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 福島県公有財産管理システム開発等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県総務部文書管財総室財産管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 平成22年1月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
 株式会社パスコ 東京都目黒区東山一丁目1番2号
- 5 落札金額
 14,878,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 平成21年12月4日

(財産管理課)

公告第三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十二年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
 平成二十二年一月十五日
- 二 名称
 NPO法人なちゆるらる広場つくしんぼ
- 三 代表者の氏名
 前田 勉
- 四 主たる事務所の所在地
 福島県郡山市熱海町安子島字北原二十四番地の三
- 五 定款に記載された目的
 この法人は心身に社会的格差をもたれる人々や総ての子ども達にフェルト、ダチョウの卵の殻、皮（オーストリッチ）、羽、鶏卵、その他を利用した全てのアートまたは小動物を介して癒しと和みを提供し肉体的、精神的弱者に役立つことを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十二年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
 平成二十二年一月二十日
- 二 名称
 特定非営利活動法人A l l y
- 三 代表者の氏名
 福田 亜由子
- 四 主たる事務所の所在地
 福島県いわき市平沼ノ内字代ノ下七番地の一
- 五 定款に記載された目的
 この法人は、老人や障害児など社会的弱者、子育て中の家庭等に対して、情報の発信、出版物の発行やイベントの開催、社会福祉活動に関する事業を行い、地域の活性化と弱者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十七号

福島県道路情報登録閲覧システムデータ作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 福島県道路情報登録閲覧システムデータ作成業務 一式
- 2 業務の様式等 仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十二年三月二十六日まで
- 4 履行場所 福島県土木部建築総室建築指導課（福島県福島市杉妻町二番十六号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者若しくは申立ては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することとに支障がないと認められる者であること。
- 4 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定による指定道路に関する地理情報システムデータ作成業務の全部又は一部について、国又は地方公共団体と契約し、履行した実績がある者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十二年二月十五日（月）午後五時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話〇二四―五二一―七四五五

2 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十二年二月十五日（月）午後五時までに必着とする。

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の1に掲げる場所と同じ。
- 2 入札及び開札の日時 平成二十二年二月二十四日（水）午後一時三十分

- 3 入札及び改札の場所 福島県土木部土木総室土木総務課分室（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 4 その他 郵便による入札は、認めない。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

七 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。
なお、入札説明書及び仕様書については、福島県土木部建築総室ウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku>）からダウンロードして入手することができる。

（土木総務課）

公告第三十八号

県有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する財産
土地

所	在	地	地目等	積（㎡）

- 九 入札方法
- 1 郵送及び電送による入札は、認めない。
 - 2 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。
 - 3 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- 十 入札保証金及び契約保証金
- 1 入札保証金
 - (一) 入札金額の百分の三以上の額を現金又は小切手（指定金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により納付すること。
 - (二) 入札保証金を返還する場合は、利息は付さない。
 - (三) 落札者が落札の日から十四日以内に契約しないときは、入札保証金は福島県に帰属する。
 - 2 契約保証金 落札者は、契約の締結の時までに、契約代金の額の百分の五以上の額を現金又は小切手（指定金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により納付すること。
 - 11 入札の無効
入札に参加する資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 12 契約の締結
落札者は、落札の日から十四日以内に契約を締結しなければならない。
 - 13 その他
その他不明な点については、五の1の(二)に掲げる場所に照会すること。
(土木総務課用地室)